二　特定居住地国が報告対象国以外の国又は地域である特定法人（租税条約等実施特例法第十条の九第五項第四号に規定する特定法人をいう。以下この号において同じ。）で、当該特定法人に係る同項第五号に規定する実質的支配者の特定居住地国が報告対象国である特定法人が締結しているもの

3　租税条約等実施特例法第十条の十一第一項の規定は報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行つた者若しくはその関係者又は当該報告暗号資産交換業者等が当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項について第一項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る行為を行つた場合又はその行為がなかつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為（当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項に係る行為に限る。）を行つた場合について、同条第二項の規定はこれらの者が当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項について第一項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に関し通常行われると認められる行為を行わなかつた場合又はその行為があつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為（当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項に関し通常行われると認められる行為に限る。）を行わなかつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条中「前二条」とあるのは、「第十条の九の規定並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条の三第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

4　報告暗号資産交換業者等は、第一項の規定により報告事項を提供した場合には、総務省令、財務省令で定めるところにより、当該報告事項に関する事項その他の総務省令、財務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

5　報告暗号資産交換業者等は、前項の規定により作成した記録を、当該記録に係る暗号資産等取引に係る契約が終了した日の属する年の翌年から五年間、保存しなければならない。

6　報告暗号資産交換業者等との間で締結している第一項に規定する報告対象契約の他に当該報告暗号資産交換業者等との間で締結している他の暗号資産等取引に係る契約がある場合の同項の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者に質問し、その者の第一項に規定する報告対象契約に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

8　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

9　前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

11　第九項に定めるもののほか、第八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十七条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「第四十一条の二第一項」の下に「若しくは第四十一条の三第一項」を加え、「同項」を「これら」に、「同条第三項」を「第四十一条の二第三項」に改め、「第十条の七第一項」の下に「若しくは第四十一条の三第三項において準用する第十条の十一第一項」を加え、「同条第二項」を「第四十一条の二第三項において準用する同法第十条の七第二項若しくは第四十一条の三第三項において準用する同法第十条の十一第二項」に、「提供した者」を「提供したとき。」に改め、同項第二号中「第四十一条の二第七項」の下に「若しくは第四十一条の三第七項」を加え、「同項」を「これら」に、「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第三号中「第四十一条の二第七項」の下に「又は第四十一条の三第七項」を加え、「同項に規定する」を削り、「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十六条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「法律」の下に「（第十条の五から第十条の十二までを除く。）」を加える。

第九条第一項中「その他の人」を「その他人」に、「第十条の九第一項及び第十三条第四項」を「第十条の十三第一項並びに第十三条第四項第二号及び第十号」に改める。

第十条の五第一項中「次条及び第十条の八」を「次条第一項及び第十条の八第一項」に改め、同条第二項中「平成二十八年十二月三十一日以前に当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた者で同日において当該特定取引に係る契約を締結しているもの」を「次の各号に掲げる者」に、「平成三十年十二月三十一日（特定取引に係る契約で政令で定めるものにあつては、政令で定める日）」を「当該各号に定める日」に改め、同項に次の各号を加える。

一　令和七年十二月三十一日以前に当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた者で同日において当該特定取引（特定取引につき前項の規定による届出書を提出すべき場合における当該特定取引を除く。）に係る契約を締結しているもの　令和九年十二月三十一日（特定取引に係る契約で政令で定めるものにあつては、政令で定める日）

二　令和八年一月一日以後に当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う者で前項の規定による届出書の提出をしなかつたもの　当該特定取引を行つた日から二年を経過する日（特定取引に係る契約で政令で定めるものにあつては、政令で定める日）

第十条の五第三項中「前項」を「前項第一号」に改め、同条第四項中「次条及び第十条の八」を「次条第一項及び第十条の八第一項」に改め、同条第七項中「「第二項」を「「第二項第一号」に改め、同条第八項第二号中「次条第一項」の下に「、第十条の九第五項第二号及び第十条の十第一項」を加え、同項第七号イ中「（租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者でないものとみなされる居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。ハにおいて同じ。）を除く。）」を削り、同号ロ中「もの」を「法人等」に改め、同号ハ中「居住者」を「居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。第十条の九第五項第七号ハにおいて同じ。）」に、「もの」を「法人等」に改め、同条第九項中「第十三条第四項第三号」を「第十条の九第六項並びに第十三条第四項第三号及び第五号」に改め、同条第十一項中「平成二十九年一月一日」を「令和八年一月一日」に、「同項中「平成二十八年十二月三十一日」を「同項第一号中「令和七年十二月三十一日」に、「この項」を「この号」に、「平成三十年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に改める。

第十条の六第一項中「、次条及び第十条の九」を「及び次条」に改め、同項第一号中「いう」の下に「。第十条の十第一項第一号において同じ」を加える。

第十条の七の見出し中「報告事項」を「特定取引を行つた者等による報告事項」に改める。

第十条の八の見出し中「記録」を「報告金融機関等による記録」に改める。

第十条の十を第十条の十四とする。

第十条の九の見出し中「報告金融機関等の」を削り、同条第一項中「、報告事項」の下に「（第十条の六第一項又は第十条の十第一項に規定する報告事項をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第十条の六第一項」を「これらの規定」に改め、同条を第十条の十三とする。

第十条の八の次に次の四条を加える。

（暗号資産等取引を行う者の届出書の提出等）

第十条の九　次の各号に掲げる者は、その者（次の各号に掲げる者が特定法人である場合において、当該特定法人に係る実質的支配者があるときにあつては、当該特定法人及びその実質的支配者とし、次の各号に掲げる者が特定組合員等（信託の受託者にあつては、当該信託が第五項第七号イ